平成19年度第1回 札幌市環境影響評価審議会

議事録

日 時 : 平成19年6月12日(火)9時30分~ 場 所 : 札幌アスペンホテル 2階 エルム

札幌市環境局

1.開 会

島崎課長 それでは、本日出席予定の方が全員見えられましたので、ただいまから平成 19年度第1回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

私は、環境局環境マネジメント担当課長の島崎です。よしろくお願いいたします。

本日は、石川委員、岡村委員、中井委員、古市委員の4名の方から欠席する旨の連絡がありました。現在の出席委員は11名になっておりまして、過半数に達しておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

まず初めに、環境都市推進部長の小林よりあいさつを申し上げます。

小林部長 おはようございます。札幌市環境局の小林でございます。

皆様には、大変お忙しい中、また朝早くからこの影響環境評価審議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本来であれば、環境局長の中西がごあいさつ申し上げるところでございますが、ただいま議会の開催中でもありまして、私がかわりまして、審議会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、日ごろから札幌市の環境行政にご指導、ご協力を賜りまして、大変ありがと うございます。

また、先月、現地見学会にもご参加をいただきまして、お礼を申し上げます。

さて、本日の内容でございますが、真駒内滝野霊園の事後調査報告について、それから 北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業に関するご審議をお願いする予定でございます。 この北部事業予定地につきましては、皆さんご承知のように、法に基づく案件であります ので、札幌市長として環境保全の観点からの意見ということで、今月の6月29日までに 北海道知事へ提出することになってございます。

つきましては、市長意見の形成に当たりまして、審議会委員の皆様から忌憚のないご意 見をいただきたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではありますけれども、あいさつにかえさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

島崎課長 本日の審議会の次第でございますけれども、最初に真駒内滝野霊園の事後調査報告について、次に北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業環境影響評価方法書に関する審議の2点を予定しております。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料1としまして、真駒内滝野霊園事後調査報告書の概要でございます。それから、資料2として、真駒内滝野霊園事後調査報告書です。なお、この報告書の補足資料としまして、ザリガニ等の貴重な種確認位置を掲載したものを机上に置いております。お取り扱いについては、よろしくお願いいたします。資料3といたしまして、北部事業予定地事業の環境影響評価方法書による審議会意見の案でございます。資料4としまして、北部事業予

定地環境影響評価の手続スケジュール予定表でございます。また、参考といたしまして、 本日の座席表と審議会名簿を後ろにつけてございます。

以上が資料でございますけれども、お手元にそろっておりますでしょうか。

資料2の事後調査報告書につきましては、事前に各委員に郵送でお送りしておりますけれども、もし本日お持ちでいない方がおられましたら、予部をご用意しております。

よろしいでしょうか。

それでは、これより以降の進行を村野会長、よろしくお願いいたします。

2.議事

村野会長 おはようございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、まず18年度調査分の真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書について、事務局より説明していただいて、それについてご質問などがありましたら受けていきたいと思います。その後に、北部事業予定地方法書に関する意見についての審議を行います。

では、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告について、事務局から説明願います。

島崎課長 それでは、私の方から説明させていただきます。

お手元の資料1、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書に関しましてご説明します。 まず、こちらの裏面をごらんください。

こちらでは、事後調査のスケジュールについて、年度ごとに調査項目を網かけ丸印で示しております。今回は平成18年度分の報告でございますので、クマゲラのモニタリング調査など8項目についての報告書が、4月27日、事業者であります社団法人ふる里公苑

これは前中央公益札幌が社名変更した会社でございますけれども、こちらから提出されております。

その後、条例で定める手続にのっとりまして、告示、20日間の縦覧を経まして、6月 11日まで、環境保全の見地からの意見の募集を行っております。

その結果、クマゲラに関する意見が1件提出されておりますことをご報告申し上げます。 また、本事業は事業者の都合で着工がおくれておりましたが、昨年9月1日に工事着工、 完了は平成23年5月末を予定しております。

それでは、資料1の表側をごらんください。

こちらには、事業調査の項目ごとに、目的、方法、時期、結果を一覧にまとめてございます。表の右端には報告書本体のページ番号を記載してございます。お手元の本書をあわせてごらんいただければと思います。

また、貴重種の確認位置を具体的に示した補足資料もお配りしております。この補足資料は、今回、審議会委員のみに配付させていただいております非公開の資料でございますので、お取り扱いにご注意ください。

それでは、資料1に掲げました8項目について順番にご説明申し上げます。

まず、鳥類ですが、鳥類のクマゲラのモニタリング調査でございます。前回の調査と同様に、クマゲラの繁殖は確認されておりませんが、2回のねぐら入り、1回の飛翔が確認されております。また、採餌木には採餌跡が確認されております。また、事業予定地外に穿孔されていて営巣しそうな木(シラカンバ)が2本ありましたが、このうち1本が倒れてしまったとの報告でございます。今回も営巣行動は確認されませんでしたが、今後、同様の調査を平成21年まで行いまして、営巣行動が確認された場合は周辺での工事中断の措置をとるということになっております。

次に、植物ですが、一昨年10月に事業予定地から移植しました貴重植物のアカミノルイヨウショウマとフタバランのモニタリング調査でございます。アカミノルイヨウショウマにつきましては、移植した12株すべての生育が確認されております。一方、フタバランにつきましては、移植した313種のうち76株、24%の生育が確認されております。生育が確認されなかった個体につきましては、休眠中である可能性があるとのことでございます。

なお、移植のモニタリングは、今年度、もう一回行われる予定でございます。

次に、水環境でございます。これは、既設の浄化槽の放流水が山部川に与える影響を把握するものでございます。水質調査につきましては、大腸菌群数を除いて、おおむね環境基準のA類型に適合していたとのことでございます。エゾサンショウウオ、ニホンザリガニにつきましては、前回の調査と同様に、両種とも生息が確認されております。

次は、森林管理です。森林管理につきましては、事業予定地とその周辺において、本来の森林再生、すなわち潜在的な自然植生を目指して管理することを目的として、事業者が長期管理計画を策定しております。今年度は、この計画書に基づきまして、間伐、風倒木の搬出、下枝つる刈り、仮移植がそれぞれ予定どおり行われております。

最後に、交通問題でございます。これは、調査の結果を翌年の交通混雑対応計画に反映するためのものでございます。今回は、お盆期間に墓参車両台数観測と渋滞状況調査を行っております。その結果、墓参日や墓参時間帯の分散化傾向が見られ、またアクセス道路が分散化され、渋滞は13時にはほぼ解消されたとのことでございます。

昨年度の混雑対策に効果があったとのことであり、今年度も引き続き、誘導、情報提供、 墓参バス運行など、同様の対策を行うとのことでございます。

以上、概略ではございましたが、事後調査報告書の説明を終わらせていただきます。 村野会長 それでは、ただいまの説明について、ご質問をお受けいたします。 いかがでしょうか。

堀委員 中段のクマゲラの内容についてお知らせください。

島崎課長 申しわけありませんでした。内容は、この方のおっしゃっていることを要約すると、クマゲラがいなくなったという前提でお話をされていて、クマゲラがいなくなったので、ここに記載されているとおり、工事は中止すべきではないかというような意見でございました。

いなくなったということは書いていないのですけれども、読まれた方は、これは明らかにクマゲラが見られなくなっているので、工事は中止すべきだという趣旨の意見が昨日参りました。

村野会長 よろしいですか。

どうぞ。

松田委員 この質問に対する対応というのはどういうふうになるのですか。

島崎課長 基本的には、事後調査報告書について来た意見は、事業者にご紹介するということです。

松田委員 事業者が対応するということですか。

島崎課長 対応といいますか、こちらの立場としては、事業者に対して、これを参考に して今後の調査に生かしてくださいということであります。

村野会長 対応がちょっと難しいですね。

松田委員 たくさん来たものをどうするかという問題はありますけれども、基本的には、 誤っているのか誤っていないのかわからないけれども、一定の情報しか与えられていない 人からいろいろな意見が来るとしたら、やはり、そういう人方には特に何らかの形で情報 を与えるということは必要ですね。ナシのつぶてでは、せっかくそういうことに関心を持 たれた方に対しては失礼なような気がします。いろいろな状況にはよるとは思いますけれ どもね。

村野会長 今までいたクマゲラが工事によっていなくなった、ですから、もとに戻すために工事を中止するべきではないかということだと思います。工事とクマゲラの因果関係は非常に難しいと思いますが、きちんと説明していただくようにお願いいたします。

ほかに何かございますか。

長谷部委員 交通混雑の緩和対策ということでいろいろな種類のことをやられていますが、具体的によくわかりません。例えば、案内人の増員とか誘導員の増員は、具体的には倍にしたとか、そのようなことなのでしょうか。そういう細かい数字まではわかりませんか。

島崎課長 事業者が列席しておりますので、今のご質問について回答を願ってよろしいでしょうか。

長谷部委員 ついでに申し上げます。

表 8 の 5 - 7 で 1 0 種類ほど緩和対策が述べられていまして、どれが効果があったかというのはこれから解析するという話が次のページにありますけれども、今現在の判断で順序をつけると、1 番、2 番、3 番程度はどれかというのを教えていただきたいのです。

事業者 ふる里公苑の岸上と申します。よろしくお願いいたします。

交通渋滞の緩和対策として一番効果が得られたと思う点は、2番の墓参バスの停留所位 置変更です。こちらの方は、今までは園内の管理事務所の近くで乗りおりをさせていたの ですが、そのために車の流れがスムーズにいかなかったものですから、今回、墓参バスの 乗りかえ場所の位置を変更するに伴って、園内の中の車両がスムーズになったということが1点上げられると思います。

それから、お客様に機関紙のDM発行を毎年行っておりますが、その機関紙で徐々に分散の呼びかけもしておりますので、周知徹底がされてきたのかと思っております。

あとは、去年から、7月の新暦のお盆のアピールを行っております。これは今年度も引き続きやる予定ですので、こちらの方も認知されていけば、さらに分散化の方に進むのではないかと思っております。

村野会長 ほかにございませんか。

丸山委員 直接関係しないことになるかもしれませんが、森林の回復のために伐採して しまった後にミズナラなどを植えたスペースを見せていただいたと思います。そこに関す る報告があれば安心させていただけるのかと思ってご質問いたしました。もし、いただけ るようであればお願いします。

村野会長事業者の方からお願いします。

事業者 補足資料の6、7ページの図面ですけれども、こちらに仮移植地を示しておりまして、そこの改変部にあった広葉樹なのですが、事前に選木しまして、それを仮移植地に移植しております。これを造成森林の方に使用していくという形でやっております。

丸山委員 場所が違うと思います。

松田委員 何かつくっていましたよ。

事業者 済みません。くぼ地のところのことですね。それに関しては、事後調査報告書の中では記載しておりませんので、今お見せするものはございません。移植というか、木は植えてありまして、その状況に関しての報告はこの中では示しておりません。

事後調査報告書の中にはそぐわないかもしれませんので、別の形でよろしければ、写真なりを提供させていただくことは可能です。

丸山委員 それは、札幌市の方と報告の義務とか指導のような約束はなされていなかったという理解でよろしいのでしょうか。

島崎課長 今は場所を詳細に押さえておりませんので、後で教えていただいて、もし調査項目の中に該当するものであれば、さらに報告を募って、皆さんにお配りするということでよろしいでしょうか。

おっしゃっているところを、私もよく把握しておりません。

太田副会長 このぐらいの背丈のものがずっと植えてあったところがありましたね。ですから、今、そこがどのように生育しているかを確かめたいということですね。確認したいということですね。

丸山委員 不確かな記憶でお聞きしているのですが、事業予定地の区画からは外れていたけれども、事業予定地の間のような、隣接するような場所で、そこに関して届け出なしに土地の改良が行われているというような情報が市にあって、どういうふうになっているかを見にいったのですが、そのときには既にミズナラなどが植栽されていました。これは、

直接、予定地の区画内ではないのですが、非常に影響があるかなということで、審議会としても視察に行ったという経緯がありましたので、市の方として、その後、どんな報告を受けたり、指導したりということをなさっているのかを確認したかったのです。むしろ、札幌市としてどのように対応されているかというご報告をいただきたいと思っておりました。

師尾係長 環境評価担当係長の師尾でございます。

きょうの報告書の内容については、委員の皆さまはご存じと思いますけれども、条例第41条に基づく事後調査報告書の内容について、環境保全の見地からの意見について、先ほどもご質問があったのですけれども、当該地についての報告をさせていただいているところでございます。

この審議会への報告については、条例上、規定はございませんが、前回の真駒内滝野霊園の評価書の審議のときに、事後調査報告についても報告するようにというご指摘があり、 これから平成22年までの調査報告が行われることになっています。

今回、この該当する土地以外の場所についても、先の議事録に記載がございました。これについては、私どもが所管するかどうかということもありますし、森林法関係の指導を行う部署がありますので、後ほど、事務局から関係部局に確認を依頼するということでご了解いただければと思います。 その結果は、また皆様へお伝えいたします。

そういうことでよろしいでしょうか。

丸山委員 結構ですが、審議会としてかかわったことですので、ちょっと気になっているのです。今回の議題の内容でないことは承知しておりますが、ちょっと心配性なものでお伺いしたまでです。

太田副会長 丸山委員は、情報として欲しいということをおっしゃっているのではないでしょうか。

師尾係長 情報ということで承りました。確認した上で皆様にお伝えいたしたいと思います。

村野会長 ありがとうございました。

これについては、もうちょっと時間をかけたいと思いますので、どうぞ。

富士田委員 石川委員がいらっしゃらないので、私は全く専門外なのですけれども、水質についてです。事前に送っていただいたものを見ると、大腸菌でしょうか、気温が上がるときはという説明がありますし、その年の気温、気候にもよると思うのですけれども、環境基準を大分上回っているように見えます。

もう一つは質問なのですけれども、平成18年度は8月しか調査をなさっていないようですけれども、これは1回でいいということになったのでしたか。

それから、特に大腸菌のところで、調査地点の流域から流入があると書いてあるのですが、ここは本当にそうでしょうか。

村野会長今の問題は、どのあたりになりますか。

冨士田委員 報告書の17ページから20ページあたりです。

村野会長 この件に関しては、高橋委員がご専門でございますので、コメントをいただ きたいと思います。

高橋委員 大腸菌群数については、全国的に見ても、環境基準の達成率が非常に悪いのです。それはなぜかというと、人間が出す大腸菌だけではなくて、大腸菌に類似した細菌は自然界にたくさんおりまして、それが大腸菌群数として検出されることがよくあるということで、上流に人が住んでいないようなところでも大腸菌群数の基準がオーバーするという例も間々見られます。

塩素消毒を浄化槽で適正に行っているということでしたら、浄化槽の影響ではないということがはっきりします。浄化槽の塩素消毒の運転記録を確認できれば、浄化槽の影響ではないということは確認できると思います。

富士田委員 8月にしかやっていないのですけれども、それはよろしいのでしたか。これを確認すると、毎月やっていません。

村野会長 高橋委員、いかがですか。

高橋委員 この回数については、私もよく覚えていないですね。

村野会長 よろしいですか。

ほかにどうぞ。

堀委員 開拓記念館の堀です。

補足資料の5-1の二ホンザリガニの確認地図を見てみますと、1から27まで確認されていまして、そのうちの1から10がちょうど事業予定地のへりの角のところで記録されていると思います。非常に近い位置なのですけれども、そこの沢の源頭がちょうど改変部に当たっているようなので、今後、この改変部を工事するに当たって、その沢に土砂の流入などがないかどうかということと、もしありそうであれば、この谷に対するザリガニに少し配慮した方がいいのではないかと思います。

村野会長事業者の方から何か対応があればご発言願います。

事業者 影響があるようであれば、こちらの方でも対応策を考えていきたいと思いますが、現在は影響はないと思っております。

事業者 今のお話に追加いたしまして、工事計画につきましては、流域を山部川の方に は出さないという形にしておりまして、そちらへの影響はないようにという配慮をしてお ります。

村野会長 ほかにありますか。

松田委員 先ほども出ていた森林の問題も含めて、結構難しいのはわかるのですけれど も、必ずしもこの目的と方法が合っていないものもあるのです。特に森林と植物の問題は セットになるものも当然あるわけですから、あの地域は、ほかのお役所が国有林や道有林 を含めて最近はやっていない状況の中で、ここだけはきちんとやるというのは難しいかも しれませんが、いろいろ指摘された中とか今後の問題で、ある地域の森林をどうしていく かというのはすごく大きな問題です。そのあたりをきちっとやっていただくには、もう少 しいろいろと頑張って森林をつくっていきたいと思います。

そういう意味では、幾つかの場所が違っても、実験なのか、言い方は悪いですが、アリバイ的に植えているのかわからないけれども、ああいう形で広葉樹を植えた場所もあるわけですから、先ほどの議論の場所ですね。そういう場所のデータをきちっととって、それこそ報告書なりその範囲の土地にでも応用できるような形で積極的にやっていただければいいのではないかと思います。

先ほどあったように、植物の移植もいいのですが、やはり森林のつくり方とあわせて、特に森林性の植物ですから、ここに出ているアカミノルイヨウショウマ、フタバランなどはそうです。当然、これだけをどこかに移せばいいというわけではないですから、その辺もあわせて、もう少し一生懸命やっていただきたいというのが個人的な希望です。

村野会長 ほかにありませんか。

私から一つだけ申し上げます。

松田委員のご意見に関連しますが、希少鳥類の生息環境整備のためにトドマツの人工林の下枝・つる切りをするということは、希少鳥類の生息環境整備と関係のないことと思います。これに対して事業者の方から何かありますか。

特になければ、先ほど松田委員のご意見で対応をよろしくお願いしたいと思います。

北部事業予定地方法書に関する審議に入ります。

これまで、3月28日の審議会、あるいは5月14日の現地視察意見交換会がありましたが、それを踏まえて、事務局の方で意見案として取りまとめていただきました。事前にメールで皆さんに送付されておりますので、ごらんになっていると思いますけれども、方法書段階での調査、予測、評価にかかわる事項についての審議会意見としてまとめたいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、事務局から、この審議会意見書案について説明をお願いします。よろしくお願いします。

島崎課長 それでは、私の方から、資料3についてご説明申し上げます。

資料3の2枚目、(仮称)北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業環境影響評価方法書についての意見書案をごらんください。

これは、3月末の審議会と5月に行いました現地調査の意見交換会で提出され、審議された意見を項目ごとに取りまとめたものでございます。簡単にご説明申し上げます。

まず、1番の地形、地質についてです。

読ませていただきますと、(1)は、「予定地周辺には石狩川が作り出した湿原の一部が残存しており、そこにカラカネイトトンボなどの希少種が生息しているなど、周辺一帯

は特徴ある地形・地質を形成している。このため、地形・地質についても調査、予測及び 評価の対象とすること」。

次に(2)といたしまして、「福移湿地や事業予定地を含めた周辺一帯の地形・地質が石狩川との関係でどのように形成され、現在に至るまでどのような変遷を経てきたか、また、どのような開発、土地利用がなされてきたか可能な限り資料を整理したうえで、調査手法を検討すること」。

これにつきましては、周辺一帯が単なる泥炭地ではなくて、石狩川がつくり出した湿地の一部が残存する特徴的な地形や地質であるという認識のもとに、このような文章にさせていただきました。方法書には、現況に関して簡単な説明がなされているだけですので、時系列的な変遷などもわかるように求め、このような記述にいたしました。

次に、2番目の景観でございます。

「不特定多数の人が利用するモエレ沼公園からの最終処分場の景観だけでなく、周辺の 道路や一般的な生活の場からも、処分場を眺望できる地点を選定して、複数の方面から調 査し、既存の樹木の生かし方などを検討すること」。

この記述につきましては、不特定多数の人が利用する主要な眺望点からだけではなくて、 一般的な生活の場からの景観調査も必要であるという観点から、このような記述にいたしました。

3番目は、地盤沈下についてです。

「事業予定地は泥炭土壌の軟弱地盤であり、ここに膨大な量の廃棄物を埋立てることから処分場自体のほか周辺地域の沈下や地下水位の変動、地下水の流れ方向の変化などが予想される。このため、周辺の生活環境は勿論、福移湿地などの自然環境に影響を及ぼさないよう十分な対策を講じることとし、環境調査の段階では、これらの対策を念頭において調査地点や調査項目の選定、調査期間等を検討し、必要な調査を行うこと」という表現です。

地盤沈下につきましては、本審議会でもたびたび取り上げられております。深見委員からは、沈下の問題は幾ら対策を講じてもなかなか予測が難しいということ。それから、富士田委員からは、地盤沈下の影響で隣接する篠路福移湿地の水位が下がるおそれがあること、沈下によって遮水シートが破損するおそれがあることなどのご指摘がありました。地盤沈下は、周辺の生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼすため、特に、慎重に調査方法等を検討し十分な対策を講じるように求めて、このような記述といたしました。

次に、4番目の地下水についてです。

「事業予定地周辺の泥炭地の地下水については、鉄分が多く、砒素濃度も高い可能性があるので、周辺の地形・地質条件に留意しながら、これらの項目についても調査、予測及び評価の対象とすること。処分場が地下水の水位や水質に及ぼす影響は、新設するモニター井戸だけではなく、既存の井戸についても確認するよう検討すること」。

これにつきましては、地下水の鉄分と砒素の濃度が高い可能性があるとの石川委員のご

指摘を受けて文案を作成いたしました。予定地一帯は地下水位が高く、このような場所で造成工事を行うと、その工事の内容によっては濁水状態の地下水が工事排水として公共用水域に排出されるおそれがあり、工事排水対策を検討する上でも地下水位や水質について十分調査するように求めているものでございます。

次に、5番目の大気観測局です。

事業予定地の西側に位置する篠路一般大気観測局のデータを用いて予測、評価を行うこととなるが、事業予定地周辺は石狩湾の方から吹く北西風が強いため、予定地の風下における大気データも把握するよう検討すること」。

これについては、石狩湾方面からの北西風が多いとのご指摘があり、処分場の影響を調査する場合は、当然、風下におけるデータが必要になるということで、このような記述にいたしました。

それから、6番目の魚類調査時期についてです。

無類の産卵期における調査は、産卵期の少し前、魚の動き始める5月の中旬から下旬にかけて行うよう検討すること」という内容です。

時期的に少し前倒しして調査した方がいいというご指摘を受けて、このような記述にいたしました。

7番目の影響範囲についてです。

「影響範囲については、全ての調査項目について単一の影響ラインを想定するのではなく、調査項目ごとに、調査対象の特徴、調査目的、地形・地質条件、気象条件、学術的な知見、現地踏査の情報などを総合的に勘案して設定すること」。

これにつきましては、影響範囲が250メートルとして方法書に記載されておりますが、 委員からは、影響の範囲については画一的、機械的には決められないのではないかとのご 指摘がありました。確かに、大気汚染のような広範囲に影響が及ぶものや、騒音などのよ うな比較的影響範囲が狭いものなど、調査項目だけからある程度想定できるものもありま すことから、事業者には、調査範囲を最初から一律に限定することのないように、項目に よってそれぞれ総合的に勘案して設定するように求めているものでございます。

8番目は、総合測定地点です。

「騒音や振動については、廃棄物の搬入に伴う運搬車両と、処理場内で稼動する重機の 影響とに分けて予測、評価する必要があるため、これらの影響を受けない、処分場から離 れた地点でのデータを評価するのではなく、運搬車両の通行経路や処分場近傍の人家等で 調査、予測、評価すること」。

これにつきましては、国道337号の自動車騒音測定地点が行政機関の測定地点として 事業予定地に最も近いため、方法書に記載したものと思われますけれども、予定地から相 当距離があることから、データとしてはなかなか利用には適さないものと考えます。この ため、予定地近傍の状況や車両の搬出入経路を勘案して騒音の実測調査を行い、予測、評 価するように求めたものでございます。 次に、9番目のカラカネイトトンボについてです。

「トンボはベイトトラップやライトトラップでは捕獲できないため、特に希少種であるカラカネイトトンボについては、7月か8月の時期にカラカネイトトンボを対象としたラインセンサス等を検討すること」という表現にしました。

これは、堀委員のご指摘を受けたもので、カラカネイトトンボは環境省のレッドデータ ブックに準絶滅危惧種として指定されております。このため、事業者には特に慎重に調査 するように求めて、このような記述にいたしました。

次に、10番目のカラス、トビ、カモメについてです。

「本来、不燃ごみが処分対象であるが、有機物が混じることもあり、その場合、カラスやカモメなどが集まる可能性がある。このため、現在稼動しているごみ処分場の実態調査を行い、カラス等の影響を予測、評価するよう検討すること」。

これは富士田委員のご指摘を受けたものですが、ごみ置き場のごみをカラスがつついている光景をよく目にすることがありますけれども、最近ではカモメの苦情も多いと聞いております。処分場に有機物が付着したごみが入るのを完全に防ぐことはなかなか難しいので、他の処分場の実態調査等を行い、また他の自治体の対策事例なども勘案しながら可能な対策を検討するよう求めているものでございます。

次に、11番目の工事濁水についてです。

「処分場の造成工事に伴う工事濁水については、何らかの原因で、公共用水域に流れ出た場合、周辺の自然環境や生活環境に与える影響が大きいため、アセス段階で濁水処理について十分検討して、対策を講じること」といたしました。

この処分場は、現状の地盤レベルから上にごみを積み上げる形の埋立処分なのですけれども、このため、地下水を含む工事排水が大量に発生する危険性はそれほどないのではないかと考えおります。しかし、現場が地下水位の高い泥炭地質であることや、石川委員からのご指摘にありますように、鉄分を多く含む地下水の可能性があり、これが過去に石狩湾新港を汚濁した事例もあることから、アセスメントの段階で工事排水の処理について予測、評価するよう求めたものでございます。

次に、12番目の下水処理場に対する影響についてです。

「降雨時には、埋立処分場から有機物をほとんど含まない大量の浸出水が排出されるため、これを受け入れる下水処理場への影響を予測、評価して、処理場に対する負荷を軽減する措置を検討すること」。

このことに関しまして、下水処理場側では、処理工程への影響について検討の上、排水の受け入れを判断するものとは思われます。しかし、短期間に大量の降雨があり、下水処理場の処理能力を超える量の流入がある場合、一部がそのまま河川に放流される事態も想定されることから、アセスメントの段階で予測、評価し、下水処理場の負荷を軽減するよう対策を検討することを求めるものでございます。

最後に、13番目ですが、その他といたしましてこのような項目を設けました。これは、

方法書に対する意見ではないのですけれども、札幌市の姿勢に対する意見として当審議会 で議論された事項を 2 点にまとめたものでございます。

まず、(1)ですが、「かつて、札幌市内には、湿地が広範囲に分布していたが、河川 や護岸の宅地造成など都市化の影響を受けて激減し、現在では篠路福移湿地などわずかし か残存していない。札幌市として、市内の貴重な湿地環境の保全に取り組む必要がある」。

これにつきましては、村野会長や太田副会長を初め、多くの委員の方から意見が提出されておりましたので、この意見書の中にまとめてみました。

次に、(2)ですけれども、「処分場跡地及び篠路福移湿地を含む周辺一帯を、生物多様性の保全を目指した緑地として整備するなど、今後の札幌市の緑地等全体計画、跡地の利用計画の中で示す必要がある」という意見です。

これにつきましても、複数の委員から提出された意見の趣旨を集約して、このように記述いたしました。

以上で、資料3の意見書案の説明を終わらせていただきます。

村野会長 それでは、ただいまの説明について、ご質問をお受けしたいと思います。 いかがですか。

この意見集約に当たっては、各委員からの意見と、きょう欠席された委員の皆さんのご 意見も含めていただきたいと思います。欠席された中井委員からの意見が届けられており ますので、これを事務局から説明していただきたいと思います。

島崎課長 先ほどご説明申し上げました意見書の2番の景観について若干の修正がございました。

訂正の方を読みますので、2番の原文と比較してみていただけるとありがたいと思います。

「不特定多数の人が利用するモエレ沼から眺望する最終処分場の景観への配慮はもちろんのこと、周辺の道路や一般的な道路からも、処分場を眺望できる視点場を複数の方向から調査選定し、敷地内の既存樹木を生かすなどの方法で景観形成を検討すること」という内容です。趣旨としては大体同じだと思われるのですけれども、表現の仕方をこのようにしていただきたいというご意見です。

それから、13番目のその他の表現ですが、「処分場跡地および篠路福移湿地を含む周辺一帯を、生物多様性の保全を目指した緑地として整備するとともに、モエレ沼から眺望できるこの地域一帯の景観形成を検討する必要がある」、このような訂正について要望としてつけ加えたというご意見が中井委員から寄せられております。

村野会長 ありがとうございました。

今の中井委員の意見も含めて、方法書に関する意見書案の説明をしていただきました。 これについて、皆さんから意見などをいただきたいと思います。

時間がちょっと押していますので、12時まで終えようとしたら、ほかのことも含めて50分から1時間ぐらいをこの審議に充てたいと思っております。

それでは、項目ごとに見ていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

意見書案をお開きください。

まず、1番の地形地質についていかがでしょうか。

深見委員 ここの湿原を石狩川と決めていいかどうかということです。石狩川と書いて しまっていいのかどうかと思います。豊平川かもしれないので、石狩川流域という書き方 にしておいた方がいいと思います。ちょっとはっきりわからないのです。

村野会長 今のところは、石狩川ではなくて、豊平川……。

深見委員 それがわからないのです。このあたりの川のどこがどういうふうにつくったかというのがなかなかわかりにくいところがあります。この湿原は石狩川がつくったのか、豊平川なのか、それとも伏籠川なのかわからない部分があるので、石狩川流域という書き方にしておいた方がぶなんかなと思います。

松田委員 流域より水系の方がかもしれませんね。

深見委員 そうですね。

村野会長 石狩川水系でよろしいですか。

深見委員 はい。石狩川と言っていいかどうかということです。

村野会長 ありがとうございました。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、また後で戻ってお伺いしますので、先に進めていきたいと思います。

2番の景観については、中井委員からの意見の案で検討したいと思いますが、いかがで しょうか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長特になければ、次に進みます。

3番目の地盤沈下について、ご意見をお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、一応パスしまして、次に地下水についてはいかがでしょうか。

坂入委員 方法書の4-8に調査方法という欄がありまして、人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類について、豊水期及び渇水期と想定される時期にそれぞれ1回調査するというふうに書かれています。これは、ほかの部分では、年に1回とか、ある期間に何回と書かれているところがあるのですけれども、これは余り明確ではないので、ただ1回行うのか、ある期間に1回行うのかということを明確にしてもらいたいと思います。

村野会長 文言で言えば、明確にするということで……。

坂入委員 回数についても、こちらの意見の方に入れてほしいのです。

村野会長 具体的に提案できませんか。

坂入委員 方法書に1回と書かれているので、年に1回という形にするべきではないか

と思うのですが、どうでしょうか。

村野会長事務局で、今のご意見を踏まえて、案として出せますか。

島崎課長 全体のトーンとして、必要な調査を行うこととか、細かく月に1回という表現はしていないのですけれども、この項目についてのみ、豊水期や渇水期というような表現ではなくて、月に1回という具体的な頻度等を記述するようにということですね。

村野会長 そういうことです。

太田副会長 これは意見書ですね。方法書があって、方法書の中にきちんと書いてあるわけだから......。

坂入委員 きちんと書かれていないと思うのです。1回というのは、ただ1回やればいいのか、年に1回なのかわからないのです。年4回やるという項目もありますが、どの期間に1回行うかということがわからないと思うのです。いろいろな調査項目について、どの程度の頻度で行うのかということも明確にしておかなければわからないと思います。

村野会長 これは、地下水についての中で回数等を明確にするようにという表現を入れるような形で……。

島崎課長 意見ですから何を織り込んでも構わないのですけれども、ここのところだけ 取り上げてということでしょうか。

太田副会長 それだけが非常に重要で、しかも絶対に欠けているから、その項目はぜひ入れてほしいということであれば、そこを細かく書くべきですけれども、そうすると、ほかの項目の回数もすべて書かなければならないことになるのではないですか。

そこだけ徹底的な欠けていて、どうしても方法書では不足しているというのであれば、 それを入れるべきだと思いますけれどもね。

坂入委員 1回行うと方法書に書かれているのがどんなふうに解釈されるのかということを逆にお聞きしたいのです。

村野会長 事業者の方ではどういうふうに考えていらっしゃるか、教えてください。 事業者(飯高課長) 施設管理課長の飯高でございます。

今の件については、地下水ということでよろしいでしょうか。

坂入委員 地下水と、その前の方法書の水質というところの両方、調査回数などが書かれているところがありますが、この中で1回と書かれているのは、これから1回行うというだけなのか、それとも年に1回とか、ある期間に1回という意味で書かれているのかということです。

事業者(飯高課長) ここに書いております1回につきましては、調査期間中に1回するという意味でございます。

坂入委員 調査期間というのは、例えば、事業をやっている間の5年とか10年の期間 に1回行うということですか。

事業者(飯高課長) 環境アセスの方法書でございますので、次のアセスの調査のときに1回というとらえ方でございます。

坂入委員 この調査は1回しかやらないのですか。

事業者(飯高課長) アセスの中では1回というふうに考えております。

坂入委員 例えば、季節ごとに年4回行うというところはどうなのですか。

事業者(イ飯高課長) 年4回ということですので、調査期間中について、1年間に4回という考え方です。

坂入委員 この1回だけの調査で地下水の影響は評価できるのですか。ある期間、継続 して調べないとわからないのではないですか。

事業者(飯高課長) もう一度ご説明させていただきますと、水質の状況について書いてある数字で、1回というものについては、ダイオキシンの濃度測定については期間中に1回ということになります。それから、4回というのは、上の方の(2)に水の汚れに関する項目について季節ごとに年4回行うとありますけれども、これは1年間に4回ということになります。

坂入委員 期間中というのはどういう意味ですか。いつからいつまでが期間中なのですか。

事業者(飯高課長) 先ほどお話しましたように、調査期間というふうにとらえております。

坂入委員 だから、いつからいつまでなのですか。

事業者(飯高課長) ことしの秋から調査にかかる予定ですので、ことしの秋から来年の夏までの間ということになります。

坂入委員 その後はやらないということですか。

事業者(飯高課長) アセスについては、今ご説明したとおりということになります。

太田副会長 事務局から説明してもらった方がいいと思うけれども、これは方法書ですから、この次に準備書が出るわけですね。その準備書に出すための調査をやるということですね。準備書の中では、事後調査も含めて、今後どういう水質の調査をやるかがその中に含まれるわけですね。事後調査も含めた内容を準備書に、平成22年にのっかるわけですね。これは事務局に聞いた方が早いと思うけれども、そうなりませんか。

ですから、今の話は、アセスの準備書をつくるために、とにかく1年間の調査をやるということですね。

事業者(飯高課長) 今お答えしたのは、委員のおっしゃるとおりでございます。

太田副会長 それで、準備書の段階で、今度は事後調査はどうするかということが出てくるということですね。滝野霊園と同じように、事業を開始して、どのぐらいでどのような調査をやっていくかということがその中に入ってくるのですね。

事業者(飯高課長) そうです。

坂入委員 それならいいです。

村野会長 お伺いしたいのですけれども、1回の調査では動向がわからないということですか。

坂入委員 事前調査であれば1回でいいと思いますが、その後、事業を行っていく間に 調査が必要ならば、その時点でやればいいと思います。

村野会長 今の段階では1回ということで......。

坂入委員 それはわかりました。私は、事業期間中に1回という意味で解釈してしまいました。

村野会長 では、それ以降のことに今のご意見を反映させるようにできたらいいですね。 それでは、ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、次に移ります。

5番目の大気観測局についてご意見をいただきたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長次に移ります。

魚類調査時期についてですが、いかがですか。

これは、石川委員のご意見が盛り込まれていると思います。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長特になければ、次に進みます。

では、影響範囲についてはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 これは、基本的理念のようなものですので、このままでいきます。

それから、8番の騒音測定地点についてはいかがですか。

長谷部委員 意味はこれでよろしいと思いますが、文章がわかりにくいと思いますので、こうしたらどうでしょうか。2行目は「予測評価する必要があるため」となっていますが、これを「予測評価する必要がある」で丸で切りまして、続けて「これらの影響を受けない」としたらどうでしょうか。

村野会長では、そういうことでよろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは次に、9番のカラカネイトトンボについてです。

堀委員、よろしくお願いします。

堀委員 この内容を見ると、カラカネイトトンボだけを見ればいいというふうに判断できてしまいますが、最初のところに「カラカネイトトンボなどの希少種が」とありまして、「などの」ということは、福移湿地を見る限り、幾つかの希少種のトンボが記録されておりますので、中心はカラカネイトトンボでもいいと思うのですけれども、「トンボ類を対象とした」という表現にした方がいいと思います。

村野会長 題を、「カラカネイトトンボ」ではなくて……。

堀委員 「希少種のトンボ類について」にして、中は「トンボは」ではなくて、「トンボ類は」ですね。「ベイトトラップやライトトラップでは捕獲できないため」の後の「特

に希少種である」というのをとってしまって、「カラカネイトトンボの活動期である季節 にトンボ類を対象としたラインセンサスを検討すること」でよろしいのではないでしょう か。

村野会長 繰り返します。

「希少種トンボ類について」。「トンボ類はベイトトラップやライトとラップでは捕獲できないため、カラカネイトトンボの活動期にトンボ類を対象にしたラインセンサスを検討すること」でよろしいですか。

堀委員 そうですね。そんな感じでお願いします。

村野会長 また微修正がありましたらお願いしますが、基本的にはそういう方向でよろ しくお願いします。

では、次に行ってよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

村野会長 10番のカラス、トビ、カモメについて、ご意見をお願いします。

丸山委員 工事の計画地以外を比較対照するような意味で、現在稼動しているごみ処理 場の実態調査を行うというふうに受け取っていいのでしょうか。今回の対象地のために、 ほかで調査を行って、そのデータを生かしていくというような調査方法であるという理解 でよろしいでしょうか。

島崎課長 現段階でこのカラス、トビ、カモメ等の影響を評価する手法としては、既存の他の処理場の実態を調べてという趣旨でございます。

丸山委員という審議会の意見ということですね。

不勉強ですが、可能性としてはあるという理解でよろしいのでしょうか。

島崎課長 これは、そういう議論を要約したものですので、我々が認識を申し上げることは.....。

太田副会長 前回、私も質問したのです。そうしたら、完全に有機物がないわけではなくて、有機物もまじったごみもあるので、カラスなどが飛んでくるという話だったので、 そういうところを少し調べておかなければということだったのです。

山舗委員 私も、山本のごみ処理場のところにそういう傾向があるのではないですかと申し上げて、そんなことはないという意見も確かにあったのですけれども、調べていただきたいということを申し上げました。

丸山委員 理解しました。

村野会長 では、次に進みます。。

11番の工事濁水について、いかがでしょうか。

高橋委員 濁水処理をアセス段階で十分に検討するということは、濁水処理のプラント の規模とか大きさをアセス段階で決めてしまうということになるのですか。

島崎課長 どういう形の要望であるかということなのですけれども、一般論として、濁水の状況を予測して、それに必要な処理の方法を考えなさいという趣旨の議論という前提

で書かせていただいております。

高橋委員 例えば、通常の工事濁水と違うような要因があるから、それをアセス段階で ちゃんと調べておきなさいという意味ですか。私はそういうふうに感じました。

島崎課長 前回の議事録で石川委員の発言をそのまま読ませていただきますと、「工事中の影響評価、工事中の水質ということですけれども、滝野霊園のアセスのときに、土地の表土の移動で濁水についていろいろと配慮するということでご説明いただいて、こういう方法であればうまくできることだろうということだったのですが、実際には」 ちょっと長いですね。

要するに、いろいろな工事の過去の例があって、例えば創成川のアンダーパスなどを引き合いに出して、いざやってみると、いろいろな濁水の影響が予想されると。実際に起こってから対処するのではなくて、事前に影響を予測して必要な措置を講じておかれるのがいいという議論をこういう表現にさせていただいたわけです。

太田副会長 準備書ですと、最初から大気汚染、水質汚濁という項目が入ってきて、いや応なく、水質汚濁に関しては濁水の処理などについても入ってきますね。

ですから、高橋委員がおっしゃるように、通常の準備書に書くような水質汚濁に関する 濁水処理の方法をあえてここに入れるとすると、通常の準備書では書き切れないほど非常 に重要なことがあるというふうになってしまいますね。そこの問題もありますので、特別、 ここでそれを強調する必要があるのかどうかですね。

島崎課長 特別なものがあるから強調しているという意味ですね。

太田副会長 ですから、ここに入れると、ほかの事業と比べて、ここは特に気をつけなければならないということになります。

大気汚染に関しては、通常と同じだから私は何も言わないわけで、普通の大気汚染のNOx、SOxを含めてちゃんとやってくれればいいということです。

高橋委員 実は、その下の12番目の下水処理場に対する影響もそうなのです。

太田副会長 そうなのです。ですから、準備書で書いていなければ、これは書くべきというふうに強く申し上げるべきですが、多分、準備書ではいや応なく書きますね。大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、全部の項目がありますから、それが普通どおり全部入ってくるわけです。それを抜かすとか書かないことはあり得ないです。

村野会長 今の太田副会長のお話を考えると、まだほかのものも整理の可能性が出てきますね。

太田副会長 ここの地域において非常に特殊な状況があって、これは絶対抜いてはいけない、こういうことを特別に調査しなければならないということであれば、この準備書の段階で強調して出しておくべきだと思うのです。

ただ、今、高橋委員がおっしゃっているのは、工事濁水ということに関しては、いずれの事業にも常につきまとう問題で、準備書には常に濁水処理の方法は出てくるのですが、 その濁水処理が、通常やられるようなものと違って非常に特殊な濁水処理方法なのかとい うことですね。

高橋委員 そうです。

太田副会長 ですから、特殊な方法であれば書くべきですが、通常やられるような濁水処理方法であれば、あえてここで書く必要があるかという意見だと思います。

松田委員 12番もそうですね。

高橋委員 12番の場合は、浸出水がそのまま処理場に行くということは絶対ないと思います。必ず、貯留池をつくって、浸出水の処理施設をつくって、それで下水処理場に持っていきます。ということは、浸出水の処理施設の能力が決まらないと、下水処理場に対する影響はわからないのです。

村野会長 これは、水質関係の専門の委員の方たちの見解で対応するしかないと思いますけれども、いかがでしょうか。

これは、通常、準備書の中に盛り込まれていて、通常のことはここでは述べないという 整理にしましょうか。

松田委員 結局、別のところでは、方法について具体的にこうした方がいいという提言をしているわけですが、ここはあくまでも一般論を強調しているということになるわけですね。この中に抜けていれば必要かもしれませんが、抜けていないとなれば、今言ったような議論になると思います。私も、抜けていないのであれば、この段階では必要ないと思います。

村野会長 そういう結論にしてよろしいですか。

それであれば、11、12は削除という形になります。

太田副会長 もう一回確認しますけれども、当然、準備書の段階では水質汚濁の対策ということで載せられますね。

島崎課長 項目がありますので……。

太田副会長 項目がありますからね。ということであれば、それでいいわけです。

島崎課長 それから、地下水のところで砒素の件に触れているのですけれども、その点と工事濁水との関係については、特異に指摘する事項というような対象にしなくてもいいのでしょうか。

高橋委員 それでしたら、ここに砒素と入れて、濁水処理というふうにしなければならないですね。

深見委員 札幌市の別のセクションで、札幌市の地下水の砒素濃度が高いという問題があって調査していたのですけれども、そのときに、泥炭地の砒素は自然由来である可能性が高いということがわかったのです。ですから、砒素が出たから絶対に処理しなければならないとか、そのあたりをきちんとしておかないと、出る可能性は高いと思います。いろいるレベルがありますが、今はかなり厳しくなっています。泥炭地の地下水を調べると、それは分析方法にもよりますし、植物の中にたまっているものをしぼり出すとか、どのく

らいのフィルターでろ過するかによっても変わってしまうのですが、環境省レベルでやる と必ず出ると思いますので、そのあたりは気をつけた方がいいと思います。

村野会長 ここが泥炭地、湿原地帯だという特殊性からいうと、あった方がいいという感じですか。

深見委員 地下水のところに入っているので、私はいいのではないかと思います。

村野会長わかりました。

それでは、ここでは直接濁水に特化して述べることはないということで、工事濁水についてと下水処理場に対する影響についての項目については意見をつけないということで処理したいと思います。

先ほど、石川委員の意見がありましたね。それは問題ないですね。

師尾係長 石川委員からは、この意見書で了解ですという連絡を受けております。

村野会長 これで了解ということですね。

師尾係長 ただ、審議会の総意ということでの意見書ですので、その辺はもちろんお伝 えいたします。

太田副会長 石川委員にも、準備書と方法書の違いを事務局の方から説明していただければよろしいのではないでしょうか。

準備書ではそれを入れるのが当たり前なので、その点は準備書に十分織り込まれるはずであるということです。ですから、水質汚濁の項目について、もし石川委員が非常に気にされるのでしたら、準備書の討議のときにそれを厳しく追及されればいいということですね。

村野会長では、そういうことで、よろしくお願いします。

次に、13のその他に入ります。

いかがでしょうか。

丸山委員 まず、この審議会として確認しておいた方が不安がないと思うことがあります。

その他の項目に一体どこまで書き込むかという物差しといいますか、どういうことをここに書き込んでいくかという審議会としてのルールのようなものの合意がとれていないような気がします。確かに、(1)(2)というご意見は出たと思いますが、これについて十分に合意形成したとは受けとめておりませんし、これ以外にもご意見があったというふうに私は理解しております。

まず、ここにどんなことをどこまで書き込むかについて整理することを希望いたします。特に、今回は事業者が市であるということが、審議会としてとても重い責任になると思うのです。特に、環境部局内のことでもあるわけです。事業者も環境のセクションだし、アセスも環境のセクションですね。その範囲内であれば書き込むことにするというのか、例えば中井委員の方からは景観という観点についてもご意見がありましたので、そういうことについてはどうするのか。私自身は、先ほどの真駒内滝野霊園のことも含めて、自治基

本条例ができまして、情報公開とか、市民意見の取り扱いとか、合意形成の仕方ということも市として進んできている中にあって、どういうふうに書き込んでいけば環境文化都市を目指して市民自治を進めていこうという札幌市としてうまくいくのか、そういうことまで広く気になってしまうのです。

そのために、その他について何を書くのかということは確認しておきたいと思いました。 時間のない中、ちょっと大きな話題提供で申しわけないのですが、いかがでしょうか。 皆さんが気にしなくていいよとおっしゃるのであれば、それもありかなと思います。

村野会長 実は、その他の案をつくるに当たって事務局とも相談したのですけれども、アセスに直接関与しない条項について、そして、特に委員会として湿原あるいは景観が非常に重要だという趣旨がずっと終始一貫して通ってきたので、それを踏まえてここに載せたわけです。しかし、今、丸山委員がおっしゃったように、その他で処理するのはおかしいのではないかという話になるかもしれません。その他で書く内容を整理するとしたらどんなやり方がいいか、どなたか提案していただければと思います。この場で意見書の体裁を整えなければならないと思います。

まず、体裁もさることながら、この内容を意見として上げることについてご意見をいただきたいと思います。また、そのほかにもあると思いますので、その他ということでくくるとすれば、先ほどいろいろ出てきたものを準備書ではなくてもここに上げていくとか、いろいろな考え方があると思いますが、いかがでしょうか。

松田委員 丸山委員が言われることはよくわかります。その他には、外れたといいますか、関連していても具体性のない問題はたくさんあるわけです。それらを全部ここに書いても単なるぐちになるだろうということも含めての内容の整理だと思いますが、私は、諮問された内容になるべく直接関係があるもので、全体の市の計画についてというくらいだと思います。それも大変だとお思いますけれどもね。

私は、この問題を進めるということと同時に、今後どうやって進めるかという問題について委員が意見を述べる必要があると思いますし、それらはその他に載せていいのではないかと思います。今後のさまざまな類似するものについての進め方に対する意見ですね。ただ同じような対症療法をするのではないということは我々の審議会の大きな役割の一つだと思いますので、そういうものに対する、市の行政などさまざまなものに対する意見がその他に載るというふうに私は考えたいのです。

ですから、これについてどうかというより、我々はそれに関連づけてその他にいろいる 載せていいのではないかと思います。当然、皆さんの了解の上でですね。余りにも具体的 な対症療法ばかりするのではなくて、やはり、将来に向けて、全体の計画に対する意見を なるべく載せた方がいいのではないかと思います。

ということで、文章はともかくとして、今回はこういうものを載せていいのではないか と思います。

これは私の意見ですが、丸山委員、どうですか。

丸山委員 皆さんのご意見を聞けたらいいかなと思ったのです。アセスメントの審議会なので、類似するいろいろなものといっても、それが計画なのか、施策なのか、線引きが非常に難しくなると思いますので、むしろ、今後の札幌市のアセスの方法、やり方についての提案という形に置きかえて書くという工夫ができないかなと思ったのです。

富士田委員 アセスのやり方や何かは法律で決まっているので、丸山委員の言うようにはできないと私は思うのです。我々がやらなければいけないことは決まっていまして、それ以上のことは我々に課せられていないのでできないのです。ただし、言わせてもらえれば、こういうことを書いてもらわないと困ります。ここを削除するのは絶対反対です。

我々の総意として、これまで議論してきて、こういう問題があるということに目をつぶってアセスの委員としての意見だけを述べるというのは、アセスのやり方そのものに問題があるわけですからね。

それから、私は、特に今回は縦割り行政の弊害を感じました。いろいろなことを言って も、事業者の方から、その件に関しては自分たちの持ち分以外のところだから知らないと いう回答を何回もいただいたではないですか。

それをやっている限りはよくなるはずがないので、やはり、どこかに何らかの意見を書くべきだと思います。そうでなければ、私たちはただの免罪符として使われていることになります。

松田委員 丸山委員は出さないと言っているわけではないです。

冨士田委員 ただし、アセスのやり方にどうこうというのは難しいと思います。

丸山委員 難しいのは重々承知なのですけれども、札幌市としてのいろいろな施策が進んでいる中で、札幌市が事業者である今回のものについて、もう一歩、冨士田委員が心配しているようなことも含めて、私たち審議会が出す意見書の中でうまく推し進めていくことができないかというふうに思っていたのです。

無理な話をしているのかもしれません。

富士田委員 それはそうあるべきだと思うけれども、では、何かいい案がありますか。 すごく難しいのではないですか。

丸山委員 難しいとは思いますが......。

国士田委員 そうあるべきだと私も思います。同感なのだけれども、できるかどうか。 書き方の問題として難しくないですか。

昔、新幹線の審議をしたときに異例の意見書をつけましたね。そういうことがありましたね。

太田副会長 たしか、あれは道の方でしたね。

富士田委員 何かあったような記憶があります。我々に課せられたのは、方法書に関する意見を述べるということなので、それ以上を言う責務も権利もないのですけれども、それでもやはり言いたいことがあるというのであれば、その他がいいのかどうかわかりませんが、異例の意見書のようなものをつけてもいいのではないですか。

太田副会長 私は、冨士田委員がそうおっしゃるだろうなと思っていました。

富士田委員や松田委員がいろいろおっしゃいましたが、結局、富士田委員は、なぜ平成8年にここと決めてしまったか、もっとほかにあったのではないかということを散々おっしゃったわけですね。それから、松田委員は、ここに書いてあるような北海道全体の緑地計画を全然考えないで決めてしまったことになっているので、札幌市全体の緑地計画とか、札幌市の湿地環境の保全の姿勢が問われるとおっしゃっていたわけです。そういう意味で、私も、ちょっときつい言い方になりますけれども、札幌市としての姿勢をきちんと正してほしいという意味で書くというのはいいのではないかと思うのです。だから、ある意味で意見書ですね。

ですから、私は素人だからわかりませんけれども、その他ではなくて、例えば札幌市の緑地計画とか、湿地環境の保全対策についてとか、それに対する意見とか、13としてはっきり書けばいいと思います。しかも、その項目はこの内容とある程度リンクしているわけですから、いいのではないかと思います。その文面がいいかどうかはわかりませんけれども、私としても、これは削除しないで載せておいた方がいいと思います。

村野会長 ありがとうございます。

本来、このアセス委員会では、調査、予測、評価に関する審議あるいは意見を言えばいいということですけれども、それに関連して、やはり前提となる計画なりがないとおかしくなるということではないかと思います。今の太田副会長のご意見もそうだったと思います。

そして、今、その他という言葉についてちょっと疑問があるというご提案がありましたけれども、例えば前提計画についてとか、つまり、このアセスの前提となるベースがきちっとなっていないということを言うのであれば、関連して言うということでいいと思います。

今の大体の意見は、これを残して、整合性があるようにするということであれば、文言の整理ということでご相談したいと思います。

その他を別な言葉にかえて、この中身については、ご意見がある方はおっしゃっていた だいて、全体の意見として出すようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

松田委員 特別意見書という言い方も含めて、どういう表現にしようと、これは行政が 今後どういう態度をとるかなのです、はっきり言えばね。それは、大きく黒字で書けば採 用してくれるという問題ではなくて、まさに今のような議論の中で、先ほど富士田委員が 言ったように、部局ではなくて、全体で札幌市の問題を考えていくとき、そういう方向に 行けるかどうかの問題だと思うのです。

ですから、私は、ぐちでもいいから、どんな表現でもいいから、載せていくと。それを 徹底的に書くのなら、私はそろそろ委員をやめたいと思いますけれども、連名でもいいで すから、最後の意見をばちっと市長あてに書いて出すとか、そういうことをする必要があ るのではないかと思います。 ですから、こういう会議でどう書こうと、採用するかどうか、行政がどう変わるか、それしかないと思うので、ぜひ変わっていくようにお願いいたします。それを頼むしかないわけですよ。簡単に変われと言ったってなかなか変われないのはわかりますし、いろいろな問題があるのはわかります。ただ、それをしなければ、今後もいろいろな問題が常につきまとうわけです。

ということで、その他でいいのではないですか。また考えるのは大変ではないですか。 その他でも何でもいいですから、重要だということで、ぐちを書いておくと。ぐちという か提言をね。

いいかげんな意見で申しわけありません。

村野会長 堀委員、どうぞ。

堀委員 ここの部分に関して、中井委員からも意見が出ていましたけれども、モエレ沼からの眺望というのは、2番目の景観にも眺望というのがありましたね。これに含まれることだと思うので、原案どおり、旧の13番の中身でいいと思います。

村野会長 その他については、この原案でいいということですね。 よろしいですか。

ほかにご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、いろいろな意見がありましたけれども、そろそろ集約させていた だきます。

島崎課長 13番のその他の表現を会長が言われたような前提計画等の表現にするかどうかについては……。

村野会長 そうですね。その辺も含めてご相談したいと思います。

もう一度、意見書を最初からごらんいただきたいのですけれども、1番の(1)の中で、「予定地周辺には石狩川水系」と「水系」を入れるということでよろしいですね。それから、2番は、中井委員が提案された景観についての表現にかえるということでよろしいですね。それから、3番はそのまま、4番もそのまま、5番もそのまま、6番もそのまま、7番についてもそのままです。8番については、2行目のところですが、「評価する必要がある。」と丸で切って、「これからの」と続けるということです。9番については、先ほど申し上げたのでよろしいですね。10番についてはそのまま、それから、11番、12番については削除です。それから、13番については、「その他」という題の表現について、案としては「前提計画」とか、太田副会長は何とおっしゃいましたか。

太田副会長 札幌市の緑地計画とか湿地保全ということですけれども、その辺は松田委員や富士田委員に聞いていただいて、全体をうまく網羅するような言葉にしていただければと思います。

村野会長 恐らく、事務局としてもいろいろな関係でこのテーマというのは重要だと思 いますので、とにかく案をたくさん出していただいて、検討していただいて、結果はまた お知らせするということにしたいと思いますが、いかがですか。

冨士田委員、何かいい題はありませんか。

冨士田委員 考えましょう。

松田委員 ほかは提言ですが、これは文句ですからね。そういう表現ができるならいいのですけれども、そうでなければ、僕は「その他」でいいと思います。

村野会長「その他」という案もあります。

松田委員 文句なら「文句」と書けば一番いいと思います。

村野会長 それでは、事務局と相談させていただきます。

富士田委員 揚げ足をとるようで申しわけありません。ほとんどこれでいいと思うのですけれども、語尾が気になります。例えば、1番の(1)では「対象とすること」と書いてあって、もうやらなければいけないという感じになっていますが、2番になると「検討すること」になっています。よく読んでみると、検討するというのと、やりなさいと言っているのと、語尾が2通りあるのです。内容によるとは思いますが、行政の方でこういう意見書の場合の書き方がおありだと思いますので、ちょっと検討していただいた方がいいと思います。

それから、1の(2)に「どのような」が3回も繰り返し出てきて、ちょっと格好悪いので、少し表現を考えてください。

村野会長 今すぐというより、後で検討して皆さんにお知らせするということになりますが、文章表現、語尾等は統一してください。

「その他」のところも同じですね。「必要がある」「必要がある」と言っているのですけれども、これでよろしいですか。

松田委員 いい方が悪くて失礼なのですが、お役所風の文章のつくり方で一番気になるのは、文章が非常に長いのです。こういう文章は、大体2行ぐらいで丸で切ってもらうと。 先ほどもそういう意見が出ていましたけれども、なるべくわかりやすい文章にするなら、 きちっと切った方がいいのです。これは大体3行ですけれども、5行、6行も全く丸なし で続く文章というのは非常に読みにくいです。逆に中身をわからせないようにするための 書き方ということもあると思います。何もお役所風の言葉を引き継ぐ必要はないわけです から、なるべく見やすい文章を心がけてください。

村野会長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、今まで確認した内容で、事務局の方で意見書提出の準備を進めて いただくことにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

村野会長 よろしくお願いします。

さて、方法書段階での審議はこれで一区切りとなります。これから、事業者による実施 方法の決定を経て、現地調査が始まります。その後に準備書が作成されていくわけですが、 この件に関して、今後、事業に関する動き、情報などがありましたら、事務局から皆さん にお知らせするようにしていただきたいと思います。

それでは、本日の議事をこれで終わります。

事務局にマイクを返します。

島崎課長 熱心なご議論をどうもありがとうございました。

ただいまご指示がありましたとおり、意見書の提出について進めさせていただきたいと 思います。

今後の予定といたしましては、スケジュール表にも書いてありますとおり、市長意見を 形成いたしまして、道知事へ6月29日までに提出することになっております。この北部 事業予定地につきましては、通常のアセスメントの例で申しますと、準備書が提出される のは平成22年ころということになります。

その間に必要な事業者からの情報等がありましたら、各委員の皆様にお知らせいたします。

また、本日の議事録は、原稿ができ次第、また皆様にお送りしてご確認をお願いします。 それから、 1 点だけ確認したい点があります。

実は、今回の意見書には、4月末の審議会と、現地調査の後の意見交換会で出されたいるいろな意見が反映されています。現地調査を行ったときに、現地調査及びその後の意見交換会は、通常の審議会という位置づけではなくて、ざっくばらんな忌憚のない意見をごちょうだいいたしたいという前提で皆様からご意見をいただきました。そうなりますと、その意見の公開につきまして、通常の審議会はすべて議事録の公開を想定しているのですが、現地見学会の後の意見交換会については、もしかすると、別な認識をお持ちになられている可能性があるのではないかと思っておりました。

そこで、事務局の案といたしましては、現地視察会の後の意見交換会も今回の意見書作成に当たっての議論でございますので、議事録の公開の対象にしたいと考えております。もちろん、その前提としましては、議事録を皆さんにお示しして、チェックをいただいた上で公開することになりますが、会議の前提として忌憚のないご意見をという言い方をしていたので、通常の審議会と違う扱いなのかと思われた委員もおられるかもしれません。その辺を確認したいのですけれども、よろしければ、我々としては公開したいと考えております。議会の意見として非公開ということも可能ですけれども、公開を前提でよろしいでしょうか。

村野会長 欠席された委員にもその辺を確認していただきたいと思いますが、今、この 会では公開の方向でよろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

島崎課長 それでは、前回の意見交換会の議事録について修正、訂正等がございましたら、15日ぐらいまでに事務局までご連絡いただき、なければ、それをもとに公開いたしますので、その点をご了承ください。

3.閉 会

島崎課長 それでは、本日の環境影響評価審議会をこれで終了させていただきます。 本日は、お忙しい中を長時間にわたりましてご協力いただき、大変ありがとうございま した。

以 上